

# 規約集 2024

規約・規定 (改定案)

1. 富山県学校吹奏楽連盟規約
2. 加盟団体に関する登録規定、補足
3. 団体加盟登録申請書
4. 登録変更届
5. 退会届
6. 富山県吹奏楽コンクール実施規定、補足
7. 富山県アンサンブルコンテスト実施規定、補足
8. 中部日本吹奏楽コンクール富山県大会実施規定、補足



富山県学校吹奏楽連盟

# 富山県学校吹奏楽連盟規約

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この連盟は富山県学校吹奏楽連盟という。

### 第2条（事務局）

この連盟の事務局は理事長が定めた場所に設置する。

### 第3条（地区）

この連盟には、新川・富山・高岡・砺波の4地区をおく。

## 第2章 目的および事業

### 第4条（目的）

この連盟は、吹奏楽および管・打楽器による音楽の普及・向上を図り、富山県の芸術文化の発展と音楽教育の向上・発展に寄与することを目的とする。

### 第5条（事業）

この連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 コンクールの開催
- 2 演奏会・講習会・研究会などの開催
- 3 地域社会などへの協力
- 4 吹奏楽などの普及事業への助成
- 5 その他、目的を達成するために必要な事業

## 第3章 組織および加盟

### 第6条（組織）

この連盟は、前項の目的に賛同する富山県内の小学生、中学生、高等学校、大学（高等専門学校）、職場・一般の吹奏楽団で組織する。

### 第7条（加盟）

加盟しようとするときは、次の各号をそろえて事務局に申請するものとする。

- 1 団体加盟登録申請書
- 2 連盟で請求する書類
- 3 加盟費、年会費

### 第8条（会員）

この連盟は、運営にあたり会員を置く。

## 第4章 会員

### 第9条（会員の種別）

この連盟の会員は、次のとおりとする。

- 1 正会員 所属団体が推薦する代表者（1名）とする。

- 2 名誉会員 この連盟に特に功労のあった者で、総会の決議を経て推薦された者。
- 3 特別会員 この連盟の目的と事業に賛同する学識経験者で、総会の決議を経て推薦された者。

#### 第10条（資格の喪失）

会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- 1 退会したとき。
- 2 正会員の属する団体が解散したとき。

#### 第11条（退会）

会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

#### 第12条（除名）

会員が次の各号の一つに該当するときは、総会の決議を経て、理事長がこれを除名することができる。

- 1 この連盟の名誉を傷つけ、または連盟の目的に違反する行為のあったとき。
- 2 この連盟の会員としての義務に違反したとき。
- 3 年会費を1年以上滞納したとき。

### 第5章 役員および事務局

#### 第13条（役員）

この連盟には次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 理事 16名以上、48名以内  
(うち理事長1名、副理事長若干名、常任理事12名以上16名以内)
- 4 監事 2名

#### 第14条（役員を選任）

- 1 会長は理事会で審議の上、理事長が推戴する。
- 2 副会長は理事会で審議の上、理事長が推戴する。
- 3 常任理事は、理事および特別会員の中から総会でこれを選任する。ただし、学識経験者の数は3分の1を越えてはならない。また、各地区代表理事は常任理事を兼ねるものとする。
- 4 理事長は、常任理事より互選し、選出された地区は常任理事を1名加えることができる。
- 5 副理事長・事務局長は、理事長が常任理事より推戴する。
- 6 常任理事以外の理事は、各地区より推薦されるもので、加盟団体10団体までは4名とし、11団体を越えるときは5団体ごとに1名を加えることができる。ただし、各地区12名以内とする。
- 7 監事は理事より選出する。他の役職を兼ねない。
- 8 特別会員は理事待遇とする。

#### 第15条（役員職務）

- 1 会長は会務を総括し、この連盟を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

- 3 理事長はこの連盟の業務を統括する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは理事長があらかじめ指定した順序によりその職務を代行する。また、総務・事業を総括するとともに事務局長への助言にあたる。
- 5 常任理事は理事長および副理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。
- 6 理事は理事会を組織し、この規約に定めるもののほか、この連盟の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し執行する。
- 7 各地区代表理事は、地区の運営事業を統括し、理事会にその報告をするものとする。
- 8 事務局長は常任理事が兼任し、副理事長のもとに各実行委員を組織し統括する。
- 9 事務局長は財務を担当する。
- 10 実行委員長は常任理事がこれに当たる。

#### **第16条（監事の職務）**

監事はこの連盟の業務および財務に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 連盟の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会・総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会または総会を招集すること。

#### **第17条（役員の任期）**

- 1 この連盟の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまではなおその職務を行う。

### **第6章 顧問および参与**

#### **第18条（顧問および参与）**

- 1 この連盟に顧問および参与をおくことができる。
- 2 顧問および参与は理事会においてこれを推薦し、会長が委嘱する。
- 3 顧問および参与は、理事会または理事長の諮問機関とする。

### **第7章 会議**

#### **第19条（総会の招集）**

- 1 通常総会は毎年1回、会計年度終了後1ヶ月以内に会長が招集する。
- 2 理事長または監事が必要と認めたとき、臨時総会をもつことができる。
- 3 正会員、特別会員総数の3分の2以上の請求があった場合、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

#### **第20条（総会の議長）**

総会の議長は、会議のつど正会員の互選で定める。

#### **第21条（総会の議決事項）**

総会はこの規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および収支決算についての事項
- (2) 事業計画および収支予算についての事項
- (3) 財産目録についての事項
- (4) その他、この連盟の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項。

#### **第22条（総会の定足数）**

- 1 総会は、正会員現在数の過半数の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、諸般の事情により正会員が出席できない場合は、あらかじめ意志を表示した正会員の代理人を出席者とみなす。
- 2 総会の議事は、この規約で別に定めがある場合を除くほか出席正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### **第23条（常任理事会および理事会の招集など）**

- 1 常任理事会および理事会は理事長が召集する。
- 2 議長は理事長とする。

#### **第24条（常任理事会および理事会の定足数）**

- 1 常任理事会および理事会は、常任理事および理事の過半数の出席を必要とする。ただし、いずれかの地区1名以上の出席がない場合は、その会議を開き議決することができない。
- 2 議事は、この規約で別に定めがある場合を除き、出席役員の過半数をもって決する。

#### **第25条（議事録）**

すべての会議には議事録を作成する。

#### **第26条（発言権）**

- 1 総会では正会員および議長が指名した者とする。
- 2 理事会では理事および議長が指名した者とする。

#### **第27条（議決権）**

- 1 総会は出席した正会員の各1名につき1票とする。
- 2 理事会は出席した理事の各1名につき1票とする。
- 3 ただし、いずれも委任状により当該議事につきあらかじめ意志表示があれば、議長はこれを1票とする。

### **第8章 地区**

#### **第28条（地区）**

規約第3条により地区をおく。

- 1 各地区は、この連盟の趣旨に基づいて規約を作成し理事会の承認を受けるものとする。
- 2 各地区には事務局をおき、連盟地区としての業務を行う。
- 3 地区は、連盟規約および地区規約が定める目的達成のため各種の事業を行う。
- 4 地区は、この連盟主催事業を主管することができる。
- 5 地区役員は地区会員および地区総会において推薦された特別会員により選出された者とする。
- 6 地区役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 7 地区には地区会長をおき、会長が推戴する。

- 8 地区代表理事を選出し、地区会長を補佐し地区の運営事業を統括する。
- 9 地区は、この連盟総会時に地区業務報告をしなければならない。

## 第9章 委員会

### 第29条（業務分担）

本規約第5条を遂行するために次の委員会をおくことができる。

- 1 総務担当委員会
  - (1) 事務・企画委員会
  - (2) 全日吹連委員会
  - (3) 中日吹連委員会
  - (4) 吹鳴編集委員会
  - (5) その他臨時委員会
- 2 事業担当委員会
  - (1) 全日コンクール委員会
  - (2) 中日コンクール委員会
  - (3) 各種コンテスト委員会
  - (4) 吹奏楽祭委員会
  - (5) 講習会委員会
  - (6) その他臨時委員会

### 第30条（実行委員会）

前条の業務を執行するため実行委員会をおくことができる。

## 第10章 資産および会計

### 第31条（資産の構成）

この連盟の資産は次のとおりとする

- 1 継承した財務目録記載の財産
- 2 会費
- 3 事業に伴う収入
- 4 寄付金品
- 5 その他の収入

### 第32条（資産の管理）

この連盟の資産は理事長が管理する。

### 第33条（加盟費・年会費）

- 1 加盟費は1団体1,000円
- 2 年会費は年額を次の登録の種別により定める。
  - (1) 小学生4,000円
  - (2) 中学生6,000円
  - (3) 高等学校・大学（高等専門学校）・職場・一般10,000円

- 3 年会費は、第 33 条 2 項に定められた金額を富山県学校吹奏楽連盟総会までに納入し、新規加入団体においては、第 33 条 2 項に定められた金額をあわせて納入するものとする。ただし、市町村が年会費を納入する場合の納入期限は年度内とする。
- 4 地区年会費は、加盟団体が所属する地区の定める金額を期限内に納めるものとする。

**第34条（会計年度）**

この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

**第11章 付則**

**第35条（規約の変更）**

この規約の変更は総会の過半数の賛同を要する。

昭和32年	7月25日	実施
昭和35年		改正
昭和43年		改正
昭和46年		改正
昭和52年		改正
昭和55年		改正
昭和63年	4月30日	改正
平成5年	4月24日	改正
平成15年	4月24日	改正
平成19年	4月21日	改正
平成21年	4月25日	改正
平成22年	4月25日	改正
令和3年	4月18日	改正
<b>令和6年</b>	<b>4月21日</b>	<b>改正</b>

## 富山県学校吹奏楽連盟 加盟団体に関する登録規定

富山県学校吹奏楽連盟規約第6条・7条により、連盟への加盟に関する登録規定を次のとおり定める。

### 第1条（加盟の資格）

- 1 吹奏楽及び管・打楽器による音楽活動をすすめている団体であること。
- 2 年間を通して定期的に、練習または演奏活動を行っている団体であること。
- 3 演奏行為に対して団員に報酬を支払うことのない、アマチュアの団体であること。
- 4 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門高校、音楽専門学校の団体の加盟は認めない。

### 第2条（登録の種別）

- 1 登録の種別は、小学生、中学生、高等学校、大学、職場・一般とする。
- 2 学校教育法に基づく小学校、中学校、高等学校、大学及びこれに準ずる学校は、前項のそれぞれの登録の種別に所属するものとする。
- 3 大学は、単一の大学名で加盟し、学部ごとに登録することはできない。
- 4 職場は、同一経営の会社、工場、事務所、官庁(それぞれグループ企業等を含む。以下「勤務先」という)などで、勤務先もしくは組合(以下「勤務先等」という)の認可を得て設立されている団体とする。
- 5 各種学校、専修学校、職業訓練校などの団体は、一般に所属するものとする。

### 第3条（加盟団体の構成員）

- 1 加盟団体の構成員は次のとおりとする。なお、年齢は問わない。
  - (1) 小学生  
同一小学校に在籍、または地域バンド等に在籍している小学生とする。
  - (2) 中学生  
同一中学校に在籍、または地域バンド等に在籍している中学生とする。(活動を共にする小学生は認める)
  - (3) 高等学校  
同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学园内小学生・中学生は認める。)
  - (4) 大学  
同一の大学に在籍している学生とする。
  - (5) 職場・一般  
職場の構成員は当該勤務先等の承認を得ている者とする。ただし、職業演奏家は認めない。  
一般の構成員は自由とする。ただし、職業演奏家は認めない。
- 2 **同一人が複数の団体の団員となることは認める。ただし、本連盟が主催するコンクール、コンテストへの参加については、実施規定の定めるところによる。**

#### 第4条（加盟の手続）

- 1 加盟団体は、原則その団体の所在地におかれた地区に所属するものとする。
- 2 新規に加盟しようとするときは、当該年度の各地区総会までに団体加盟登録申請書を本連盟事務局に提出し、受理された後に地区総会および県総会にて加盟費、年会費を納めるものとする。
- 3 加盟しようとする年度の地区総会後の加盟は認めない。
- 4 加盟団体は、全日吹連定款、支部連盟規約、県連盟規約及びその他の施行細則のすべてを承認するものとする。

#### 第5条（義務）

- 1 加盟団体は、毎年本連盟が定める期日までに年会費を納入すること。
- 2 登録事項に変更があった場合には、1か月以内に登録変更届を本連盟事務局に届け出ること。
- 3 退会する場合には、新年度地区総会まで退会届を本連盟事務局に届け出ること。
- 4 本連盟の総会・地区総会など、会議に出席するとともに、本県連盟および地区が主催する行事に参加・協力すること。

#### 第6条（付則）

- 1 この規定は、理事会の決議を経なければ変更することができない。

令和6年3月26日 施行

## 加盟団体に関する登録規定の補足

### 1 登録の種別（第2条2項補足）

- (1) 「小学校」には、学校教育法で定める小学校のほか、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童が所属する学校も含まれます。
- (2) 「中学校」には、学校教育法で定める中学校のほか、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒が所属する学校も含まれます。

### 2 加盟団体の構成員

- (1) 小学生、中学生における地域バンド等とは、任意の個人または団体が組織し、小学生、中学生で構成された団体を指します。吹奏楽部のない学校に在籍する児童・生徒によって編成される団体等も含まれます。
- (2) その他、上記(1)に該当しない団体の加盟登録については、富山県学校吹奏楽連盟で協議し決定します。

### 3 加盟登録上の注意

- (1) 小学校や中学校が、学校長の承認のもと複数校による合同の団体として本連盟の主催するコンクール、コンテストに参加する場合は、構成するそれぞれの学校が学校単位で該当する登録種別に加盟登録していなければならないものとします。合同バンドとして加盟登録する必要はありません。
- (2) 地域バンド等は、その構成員に応じて小学生、中学生のいずれかの種別に加盟登録するものとします。また、その地域バンド等が本連盟の主催するコンクール、コンテストに参加する場合は、第4条2項の通り加盟の手続きをすることが必要です。
- (3) 一般団体に所属する小学生、中学生が地域バンドとして、それぞれに応じた大会（富山県吹奏楽コンクール、北陸小学生バンドフェスティバル、北陸マーチングコンテスト、富山県アンサンブルコンテスト）に出場する場合には、以下に示す加盟登録が必要となります。
  - ① 構成員のうち、小学生のみで小学生バンドフェスティバル、富山県吹奏楽コンクール小学生部門、富山県アンサンブルコンテスト小学生部門に出場する場合。  
→ 小学生への加盟登録も必要。
  - ② 構成員のうち、中学生のみ、または小学生及び中学生で、富山県吹奏楽コンクール中学生A・B部門、北陸マーチングコンテスト中学生部門、富山県アンサンブルコンテスト中学生部門に出場する場合。  
→ 中学生への加盟登録も必要。

団体加盟登録申請書は富山県学校吹奏楽連盟 HP よりダウンロードできます。

# 団体加盟登録申請書

年 月 日

富山県学校吹奏楽連盟会長 殿

団体名

代表者

職・氏名

印

富山県学校吹奏楽連盟に加盟いたしたく、下記のとおり申請いたします。

記

団体名	
代表者名	
登録の種類	加盟団体に関する登録規定および補足を参照し、下記より選び○で囲んでください。 <b>小学生 中学生 高等学校 大学 職場・一般</b>
	小学生、中学生に登録する団体は、どの種類に属するか、下記より選び○で囲んでください。 <b>単独校 地域バンド等 その他</b>
所属地区	所属を希望する地区を、下記より選び○で囲んでください。またその理由を記入してください。 <b>新川地区 富山地区 高岡地区 砺波地区</b> 理由：
所在地	〒 (      -      )  原則、登録する所在地の地区に所属することになります。 学校住所以外は●●様方を必ず記入してください。この欄に記載された住所が加盟団体名簿に記載され、資料（正会員宛）やコンクールなどの招待状（代表者宛）が送付されます。
連絡先	TEL (      )      -      FAX (      )      - E-mail 【      】 E-mail は間違いのないように記入してください。講習会の案内や緊急連絡をメールにてご連絡します。PDF や Word、Excel ファイルなどを受け取れるアドレスを登録してください。
登録正会員名	1名のみ記入可
登録副会員名	4名まで記入可

提出先:富山県学校吹奏楽連盟事務局 (FAX) 050-3737-6811 (E-mail) ajba.toyama@gmail.com

登録変更届は富山県学校吹奏楽連盟 HP よりダウンロードできます。

# 登録変更届

年 月 日

富山県学校吹奏楽連盟会長 殿

団体名

代表者

職・氏名

印

富山県学校吹奏楽連盟の登録につき、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

登録変更内容	
旧登録内容	
新登録内容	

提出先:富山県学校吹奏楽連盟事務局 (FAX) 050-3737-6811 (E-mail) ajba.toyama@gmail.com

退会届は富山県学校吹奏楽連盟 HP よりダウンロードできます。

# 退 会 届

年 月 日

富山県学校吹奏楽連盟会長 殿

団 体 名

---

代 表 者

職・氏名

印

---

富山県学校吹奏楽連盟を退会したいので届けます。

記

理 由	
-----	--

提出先:富山県学校吹奏楽連盟事務局 (FAX) 050-3737-6811 (E-mail) [ajba.toyama@gmail.com](mailto:ajba.toyama@gmail.com)

## ■ 総則

- 第1条** 富山県吹奏楽コンクールは、富山県学校吹奏楽連盟に加盟する団体（1団体1部門）が参加して実施する。
- 第2条** 実施会場・日時は、富山県学校吹奏楽連盟常任理事会でこれを決める。
- 第3条** 理事会は、その年の富山県吹奏楽コンクールの必要事項を5月末までに決定する。

## ■ 実施部門および参加人員

- 第4条** 実施部門は次のとおりとし、参加団体は該当する部門に参加するものとする。
- (1) 小学生部門      (2) 中学生A部門      (3) 中学生B部門      (4) 高等学校A部門  
(5) 高等学校B部門      (6) 大学部門      (7) 職場・一般部門
- 第5条** 各部門の参加人員は次のとおりとする。ただし、指揮者はこの人数に含まれない。
- (1) 小学生部門 制限なし  
(2) 中学生A部門 50名以内      (3) 中学生B部門 30名以内  
(4) 高等学校A部門 55名以内      (5) 高等学校B部門 30名以内  
(6) 大学部門 55名以内      (7) 職場・一般部門 65名以内

## ■ 資格

- 第6条**
- 1 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。
- (1) 小学生部門  
構成メンバーは同一小学校、地域バンド等、複数校混合の団体（以下、合同バンド）に在籍している小学生とする。参加形態は第6条1項(1)(2)補足のとおりとする。
- (2) 中学生部門（中学生A部門、中学生B部門）  
構成メンバーは同一中学校、地域バンド等、合同バンドに在籍している中学生とする。（同一経営の学園内、または同一団体の小学生の参加は認める。）参加形態は第6条1項(1)(2)補足のとおりとする。
- (3) 高等学校部門（高等学校A部門、高等学校B部門）  
構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学生・中学生の参加は認める）。高等学校の統廃合に関わる場合は、第6条1項(3)補足のとおりとする。
- (4) 大学部門  
構成メンバーは同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。
- (5) 職場・一般部門  
構成メンバーは当該団体の団員とする。団体・団員の詳細は第6条1項(5)補足のとおりとする。

2 その他、第6条1項(1)(2)補足②③に該当しない団体の参加については、富山県学校吹奏楽連盟でこれを検討し、参加の可否を決定する。

**第7条** 同一奏者が三つ以上の団体に重複して出場することは認めない。課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

**第8条** 指揮者の資格については制限しないが、課題曲・自由曲ともに同一人が指揮しなければならない。

**第9条** 参加団体の資格に疑義のあるときは、出場を停止または入賞を取り消すことがある。

## ■ 課題曲・自由曲および演奏時間

**第10条** 課題曲はスコアに指定された編成とする。自由曲の編成は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハーブの使用は認める。自由曲での歌声については、スキヤット・ハミングは認めるが、歌詞は認めない。

**第11条** 中学生A部門、高等学校A部門、大学部門、職場・一般部門は、課題曲と自由曲を演奏し、その演奏時間は12分以内とする。演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了までの時間をいう。また、小学生部門、中学生B部門、高等学校B部門は自由曲のみを演奏し、その演奏時間は7分以内とする。

**第12条** 演奏時間が超過した場合は失格とする。

**第13条** 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずにコンクールに出場することは認めない。著作権について申請に疑義のあるときは、出場を停止または入賞を取り消すことがある。（第13条補足参照）

**第14条** 出演順は団体代表者により抽選で決める。

**第15条** 審査員は常任理事会で選出し、これを会長が委嘱する。審査員の数は原則として5名とする。

**第16条** 表彰は各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

## ■ 県代表

**第17条** 北陸吹奏楽コンクールに本県より推薦する団体数は、北陸吹奏楽連盟の定めるところによる。

## ■ その他

**第18条** その他開催上の細目については実行委員会が定める。

**第19条** この規定は本連盟の理事会の議決により改定することができる。

- 第1条** この規定は富山県吹奏楽コンクール実施規定に基づき、審査および判定について定めるものである。
- 第2条** 審査員は課題曲100点、自由曲100点とし、合計200点満点で評価する。ただし、自由曲のみの部門は、自由曲を100点満点で評価する。
- 第3条** 審査結果の判定は、理事長、副理事長、代表理事、事務局長からなる判定委員会が行う。
- 第4条** 判定委員会は審査員の評価に基づき各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞の3段階のグループ分けを行う。
- 第5条** 第4条による結果は審査員の了承を得る。
- 第6条** 審査講評は出演団体に渡す。
- 第7条** この規定は理事会の議決により改定することができる。

## 富山県吹奏楽コンクール実施規定の補足

## 1 第6条1項(1)(2)補足

第6条1項(1)(2)に定める部門の参加形態は以下の通りとする。

- ① 単独校（従来どおりの参加形態）
- ② 地域バンド等

任意の個人または団体が組織し、小学生・中学生で構成された団体。

- ③ 合同バンド

部員不足により単独の学校単位で大会に参加できない小学校・中学校が、学校長の許可のもと、編成する団体。

注1 小学生と中学生が合同で参加する場合は、中学生部門に参加すること。

注2 中学生の合同バンドは、中学生A部門、中学生B部門のいずれかに参加申込みができる。ただし、その合同バンドを構成する加盟団体がA・B部門の規定参加人員に対して「部員不足により単独の学校単位で大会に参加できない中学校」に該当していることが前提である。疑義あるときは富山県学校吹奏楽連盟でこれを協議し、参加の可否を決定する。

注3 合同バンドは、合同バンドを構成しているそれぞれの学校が所属している地区に関係なく結成することができる。ただし、所属地区の違う学校が合同バンドを結成して富山県吹奏楽コンクールに参加した場合、合同バンドを構成しているそれぞれの学校は、いずれの地区でも富山県アンサンブルコンテスト地区大会に参加することはできない。

注4 中部日本吹奏楽コンクール富山県大会に合同バンドで参加する場合については、注2、3は適用されない。

## 2 第6条1項(3)補足

高等学校の統廃合に関わる場合は、統廃合該当校における合同での出場を認める。合同で出場する場合の団体名は、新しい学校名で出場するものとする。

## 3 第6条1項(5)補足

コンクールの参加における**職場**・一般団体の構成メンバーは、原則富山県内に居住、もしくは勤務する者とし、富山県吹奏楽コンクール実施規定第7条に該当しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

## 4 第13条補足

作曲者の死後およそ70年を経ている大半の作品には著作権が存在する。

編曲の管理は、日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。使用する自由曲の楽譜がレンタル譜・**ライセンス譜**、未出版、販売譜のいずれかを確認し、レンタル譜・**ライセンス譜**、未出版の場合は、演奏許諾書を大会参加申込時に提出しなければならない。

平成	4年	6月10日	実施
平成	9年	6月6日	改定
平成	10年	4月18日	改定
平成	15年	4月24日	改定
平成	18年	5月20日	改定
平成	19年	4月12日	改定
平成	21年	5月23日	改定
平成	27年	5月14日	改定
令和	3年	3月25日	改定
令和	6年	3月26日	改定

## ■ 総則

**第1条** 富山県アンサンブルコンテストは、各地区大会より推薦された富山県学校吹奏楽連盟加盟団体に属するチームが参加して実施する。各地区大会より推薦されるチーム数は、第1条補足のとおりとする。

**第2条** 実施会場・日時は、富山県学校吹奏楽連盟常任理事会でこれを定める。

## ■ 実施部門および人員

**第3条** 実施部門を次の通りとし、参加チームは所属する部門で参加するものとする。

- (1) 小学生部門      (2) 中学生部門      (3) 高等学校部門  
(4) 大学部門      (5) 職場・一般部門

**第4条** 各チーム（アンサンブル）の編成は3名以上8名までとする。

## ■ 資格

**第5条**

1 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つのチームに重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

(1) 小学生部門

構成メンバーは同一小学校、地域バンド等、または複数校混合の団体（以下、合同バンド）に在籍している小学生とする。参加形態は第5条1項(1)(2)補足のとおりとする。

(2) 中学生部門

構成メンバーは同一中学校、地域バンド等、または合同バンドに在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体の小学生の参加は認める。）参加形態は第5条1項(1)(2)補足のとおりとする。

(3) 高等学校部門

構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学生・中学生の参加は認める）。高等学校の統廃合に関わる場合は、第5条1項(3)補足のとおりとする。

(4) 大学部門

構成メンバーは同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場・一般部門

構成メンバーは当該団体の団員とする。団体・団員の詳細は第5条1項(5)補足のとおりとする。

2 その他、第5条1項(1)(2)補足②③に該当しない団体の参加については、富山県学校吹奏楽連盟でこれを検討し、参加の可否を決定する。

**第6条** 当該年度に富山県吹奏楽コンクールに出場した団体については、富山県吹奏楽コンクールに出場していないメンバーも含めて、すべてのメンバーが同じ団体にて出場しなければならない。  
なお、職場・一般部門についてはその限りではない。

**第7条** 参加団体の資格に疑義があるときは、出場を停止または入賞を取り消すことがある。

## ■ 演奏・審査

**第8条** 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダーの使用は認めない。

- (1) 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。
- (2) 独立した指揮者は認めない。
- (3) 参加チームは、全パートの記入された総譜（スコア）を大会事務局から要請があった場合、提示しなければならない。

**第9条** 出場チームは自由曲1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。  
演奏曲は地区大会で演奏したものとする。

著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けねばならない。この許諾を受けずにコンテストに出場することは認めない。著作権について申請に疑義のあるときは、出場を停止または入賞を取り消すことがある。（第9条補足参照）

**第10条** 演奏時間は5分以内とする。演奏時間とは演奏開始から演奏終了までをいう。演奏時間が超過した場合は失格とする。

**第11条** 審査員は常任理事会で選出し、これを会長が委嘱する。審査員の数は原則として5名とする。

**第12条** 表彰は部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

## ■ 県代表

**第13条** 北陸アンサンブルコンテストに県代表として推薦するチーム数は、北陸吹奏楽連盟の規定による。また、中部日本個人・重奏コンテスト本大会に県代表として推薦するチーム数は、中部日本吹奏楽連盟の規定による。

## ■ その他

**第14条** 地区大会の出場メンバーと同一メンバーで出場すること。（やむをえずメンバーを変更したい場合は、大会事務局に事前に申し出て、その決定に従う。）

**第15条** この規定は理事会の議決により改定することができる。

- 第1条** この規定は富山県アンサンブルコンテスト実施規定に基づき、審査および判定について定めるものである。
- 第2条** 審査員は演奏を100点満点で評価する。
- 第3条** 審査結果の判定は、理事長、副理事長、代表理事、事務局長からなる判定委員会が行う。
- 第4条** 判定委員会は審査員の評価に基づき部門ごとに金賞・銀賞・銅賞の3段階のグループ分けを行う。
- 第5条** 第4条による結果は審査員の了承を得る。
- 第6条** 審査講評は出演団体に渡す。
- 第7条** この規定は理事会の議決により改定することができる。

## 富山県アンサンブルコンテスト実施規定の補足

## 1 第1条補足

各地区より県大会に推薦されるチーム数は、全部門地区大会参加10チームまで3チーム、11～17チームまで4チーム、18～24チームまでは5チーム、以下7チーム増毎に1チーム増とする。ただし、各地区大会において、1団体当たりの出場チームのカウント数は4チームを上限とする。1団体から県大会への推薦チーム数の制限はしない。

## 2 第5条(1)(2)補足

- ① 単独校（従来どおりの参加形態）
- ② 地域バンド等

任意の個人または団体が組織し、小学生・中学生で構成された団体。

- ③ 合同バンド

部員不足により単独の学校単位で大会に参加できない小学校・中学校が、学校長の許可のもと、編成する団体。

注1 小学生と中学生が合同で参加する場合は、中学生部門に参加すること。

注2 所属地区の違う団体が合同バンドが構成され、当該年度に富山県吹奏楽コンクールに参加した場合、その合同バンドのメンバーは、いずれのアンサンブル地区大会にも参加することはできない。ただし、中部日本吹奏楽コンクール富山県大会への参加の場合は、その限りではない。

## 3 第5条1項(3)補足

高等学校の統廃合に関わる場合は、統廃合該当校における合同での出場を認める。合同で出場する場合の団体名は、新しい学校名で出場するものとする。

#### 4 第5条1項(5)補足

コンテストの参加における**職場**・一般団体の構成メンバーは、原則富山県内に居住、もしくは勤務する者とし、富山県アンサンブルコンテスト実施規定第6条に該当しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

#### 5 第9条補足

作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。

編曲の管理は、日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。使用する自由曲の楽譜がレンタル譜・**ライセンス譜**、未出版、販売譜のいずれかを確認し、レンタル譜・**ライセンス譜**、未出版の場合は、演奏許諾書を大会参加申込時に提出しなければならない。

平成 5年 1月 5日 実施

平成10年 4月18日 改定

平成18年 5月20日 改定

平成19年 4月12日 改定

平成21年 5月23日 改定

平成22年 3月21日 改定

平成27年 5月14日 改定

平成29年 3月27日 改定

令和 3年 3月25日 改定

**令和 6年 3月26日 改定**

## ■ 総則

**第1条** 中部日本吹奏楽コンクール富山県大会は、富山県学校吹奏楽連盟に加盟する団体（1団体1部門）が参加して実施する。

**第2条** 実施会場・日時は、富山県学校吹奏楽連盟常任理事会でこれを決める。

**第3条** 理事会は、その年の中部日本吹奏楽コンクール富山県大会の必要事項を5月末までに決定する。

## ■ 実施部門および参加人員

**第4条** 実施部門は次のとおりとし、参加団体は該当する部門に参加するものとする。

- (1) 中学生の部小編成
- (2) 中学生の部大編成
- (3) 高等学校の部小編成
- (4) 高等学校の部大編成

**第5条** 各部門の参加人員は次のとおりとする。ただし、指揮者はこの人数に含まれない。

- (1) 中学生の部小編成 30名以内
- (2) 中学生の部大編成 50名以内
- (3) 高等学校の部小編成 30名以内
- (4) 高等学校の部大編成 55名以内

## ■ 資格

### 第6条

1 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

(1) 中学生の部（中学生の部小編成、中学生の部大編成）

構成メンバーは同一中学校、地域バンド等、合同バンドに在籍している中学生とする。（同一経営の学園内、または同一団体の小学生の参加は認める。）参加形態は第6条1項(1)補足のとおりにする。

(2) 高等学校の部（高等学校の部小編成、高等学校の部大編成）

構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学生・中学生の参加は認める）。高等学校の統廃合に関わる場合は、第6条1項(2)補足のとおりにする。

2 その他、第6条1項(1)補足②③に該当しない団体の参加については、富山県学校吹奏楽連盟でこれを検討し、参加の可否を決定する。

**第7条** ~~同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。~~課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認める。

**第8条** 指揮者（その団体の常任指揮者とする）は課題曲、自由曲とも同一人が指揮をする。指揮者は同一部門の二団体以上を指揮することはできない。

第9条 ~~イ）—2年連続県代表団体は翌年度の出場はできない。~~  
参加団体の資格に疑義あるときは、出場を停止または入賞を取り消すことがある。

## ■ 課題曲・自由曲および演奏時間

第10条 課題曲はスコアに指定された編成を尊重する。自由曲の編成は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス・エレキベース・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。自由曲での歌声については、スキヤット・ハミングは認めるが、歌詞は認めない。

第11条 出場団体は必ず課題曲、自由曲の順に演奏し、審査を受けるものとする。演奏は課題曲、自由曲合わせて12分以内とする。

第12条 演奏時間が超過した場合は失格とする。

第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けねばならない。この許諾を受けないでコンクールに出場することは認めない。著作権について申請に疑義のあるときは、出場を停止または入賞を取り消すことがある。（第13条補足参照）

第14条 出演順は団体代表者により抽選で決める。

第15条 審査員は常任理事会で選出し、これを会長が委嘱する。~~審査員の数は原則として5名とする。~~

第16条 表彰は各部門ごとに、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。

## ■ 県代表

第17条 中部日本吹奏楽コンクール本大会に本県より推薦する団体数は、中部日本吹奏楽連盟が定めるところによる。

## ■ その他

第18条 その他コンクール開催上の細目については実行委員会が定める。

第19条 この規定は本連盟の理事会の議決により改定することができる。

## 中部日本吹奏楽コンクール富山県大会審査規定

富山県学校吹奏楽連盟

第1条 この規定は中部日本吹奏楽コンクール富山県大会実施規定に基づき、審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は課題曲100点、自由曲100点とし、合計200点満点で評価する。~~ただし、自由曲のみの部門は、自由曲を100点満点で評価する。~~

第3条 審査結果の判定は、理事長、副理事長、代表理事、事務局長からなる判定委員会が行う。

第4条 判定委員会は審査員の評価に基づき各部門ごとに金・銀・銅の3段階のグループ分けを行う。

第5条 第4条による結果は審査員の了承を得る。

第6条 審査講評は出演団体に渡す。

第7条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

## 1 第6条1項(1)補足

第6条1項(1)に定める部門の参加形態は以下の通りとする。

- ① 単独校（従来どおりの参加形態）
- ② 地域バンド等

任意の個人または団体が組織し、小学生・中学生で構成された団体。

- ③ 合同バンド

部員不足により単独の学校単位で大会に参加できない小学校や中学校が、学校長の承認のもと複数校により編成する合同の団体。

注1 小学生と中学生が合同で参加する場合は、中学生部門に参加すること。

注2 富山県吹奏楽コンクールに①～③で参加した団体が、中部日本吹奏楽コンクール富山県大会に富山県吹奏楽コンクールで参加した①～③と違う参加形態で参加することを認める。

## 2 第6条1項(2)補足

高等学校の統廃合に関わる場合は、統廃合該当校における合同での出場を認める。合同で出場する場合の団体名は、新しい学校名で出場するものとする。

## 3 第13条補足

作曲者の死後およそ70年を経っていない大半の作品には著作権が存在する。

編曲の管理は、日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。使用する自由曲の楽譜がレンタル譜・**ライセンス譜**、未出版、販売譜のいずれかを確認し、レンタル譜・**ライセンス譜**、未出版の場合は、演奏許諾書を大会参加申込時に提出しなければならない。

平成	4年	6月10日	実施
平成	6年	5月11日	改定
平成	10年	4月18日	改定
平成	18年	5月20日	改定
平成	21年	5月23日	改定
平成	22年	6月3日	改定
平成	25年	5月30日	改定
平成	27年	5月14日	改定
平成	29年	5月11日	改定
令和	6年	3月26日	改定

発行 富山県学校吹奏楽連盟  
発行日 令和6年(2024年)2月21日(水)  
作成 富山県学校吹奏楽連盟事務局  
配布日 令和6年(2024年)3月1日(金)

問い合わせ先

富山県学校吹奏楽連盟

事務局長 野替拓也(高岡商業高校)

電話 090(2371)6916

FAX 050(3737)6811

E-mail [ajbatoyama@triton.ocn.ne.jp](mailto:ajbatoyama@triton.ocn.ne.jp)